

豊田市契約関係書類電子化実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、契約手続に関係する書類の電子化に関し必要な事項を定めることにより、関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約課関係要綱 総務部契約課が所管する要綱その他の内規をいう。
- (2) 申請等 申請、届出その他の契約課関係要綱の規定に基づき市長に対して行われる通知のうち別表に掲げるものをいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 電子契約システム等 電子契約システム、あいち電子申請・届出システムその他これらに類するシステムであって市長が指定するシステムをいう。
- (5) 通知等 通知その他の契約課関係要綱の規定に基づき市長が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）のうち別表に掲げるものをいう。
- (6) 作成等 契約課関係要綱の規定に基づき市長が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (7) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(電子契約システム等による申請等)

第3条 申請等で契約課関係要綱の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該契約課関係要綱の規定にかかわらず、電子契約システム等を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子契約システム等により行われた申請等については、当該申請等に関する契約課関係要綱の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該契約課関係要綱の規定を適用する。
- 3 第1項の電子契約システム等を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市に到達したものとみなす。
- 4 第1項の電子契約システム等を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等をする者が来庁することが規定されている契約課関係要綱の規定にかかわらず、市は、当該申請等をする者について対面により本人確

認をするべき事情その他の来庁を必要とする特別の事情がない限りは、当該申請等をする者に対し、来庁することを求めないことができる。

(電子契約システム等による通知等)

第4条 通知等のうち契約課関係要綱の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該契約課関係要綱の規定にかかわらず、電子契約システム等を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知等を受ける者が当該電子契約システム等を使用する方法により受けたいことを希望している場合に限る。

2 前項の電子契約システム等を使用する方法により行われた通知等については、当該通知等に関する契約課関係要綱の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該契約課関係要綱の規定を適用する。

3 第1項の電子契約システム等を使用する方法により行われた通知等は、当該通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を受ける者に到達したものとみなす。

(電磁的記録による作成等)

第5条 作成等のうち当該作成等に関する契約課関係要綱の規定において書面等により作成することが規定されているものについては、当該契約課関係要綱の規定にかかわらず、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する契約課関係要綱の規定により書面等により行われたものとみなして、当該契約課関係要綱の規定を適用する。

(その他の変更)

第6条 第3条第2項、第4条第2項又は第5条第2項の規定によりみなして適用する場合には、当該契約課関係要綱に定める様式中当該書面等を指す字句は当該書面等に記録すべき事項を記録した電磁的記録と読み替えるものとする。

2 前項に掲げるもののほか、前項に規定する場合における当該契約課関係要綱の規定は、書面等の持参の廃止その他の書面等に代えて電子契約システム等又は電磁的記録を使用する方法により行うことに伴う必要な変更を加えて適用するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

- (1) 入札説明書
- (2) 工事費積算内訳書
- (3) 技術提案書、施工計画書
- (4) 入札参加資格確認結果通知書
- (5) 納税証明書
- (6) 有効な建設業許可の写し
- (7) 契約保証届出書
- (8) 現場代理人・主任（監理）技術者届
- (9) 経歴書
- (10) 法令による免許等の写し
- (11) 健康保険証等直接的かつ恒常的な雇用関係の確認ができる書類の写し（被保険者証の記号、番号及び保険者番号をマスキングしたものに限る。）
- (12) 保証証書、前払金保証証書及びこれらの約款
- (13) 請求書、前払金請求書その他他の部署の所管する事務に係る書類であって当該他の部署において当該書面等に係る電磁的記録により行うことを認めているもの